



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年11月26日月曜日 第3030号

◇ 目 次 ◇ 告 示

| | | |
|-------------------------|----------------|-----|
| 保安林の指定施業要件の変更予定..... | (森林整備課) ... | 995 |
| 公共測量の実施の通知..... | (道路維持課) ... | 995 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可..... | (都市整備課) ... | 995 |
| 道路の供用開始(県道中島環状線)..... | (中予地方局管理課) ... | 995 |
| 道路の供用開始(県道砥部伊予松山線)..... | (") ... | 996 |

人事委員会規則

| | | |
|--------------------------------|----------------|-----|
| 職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則..... | (人事委員会事務局) ... | 996 |
|--------------------------------|----------------|-----|

人事委員会公告

| | | |
|---|----------------|-----|
| 平成30年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験公告..... | (人事委員会事務局) ... | 997 |
|---|----------------|-----|

告 示

○愛媛県告示第1109号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月26日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市小松町大郷字旦乙107の1、乙107の4、乙107の5、字城之下乙108の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1110号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第

○愛媛県告示第1112号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月26日

愛媛県知事 中村時広

14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月26日

愛媛県知事 中村時広

- | | |
|--------|------------------------------|
| 1 作業種類 | 公共測量(用地測量) |
| 2 作業期間 | 平成30年11月2日から 平成31年2月15日まで |
| 3 作業地域 | 愛媛県南宇和郡愛南町柏 |

○愛媛県告示第1111号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、八幡浜都市計画下水道事業八幡浜公共下水道(八幡浜市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成30年11月26日

愛媛県知事 中村時広

- | | |
|----------|--|
| 1 事業施行期間 | 昭和32年4月1日から 平成37年3月31日まで |
| 2 事業地 | (1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし |

| | |
|---|---|
| 試験 年齢17歳以上34歳未満の者 イ～エ 省略 (2)・(3) 省略 | 試験 年齢17歳以上34歳未満の者 イ～エ 省略 (2)・(3) 省略 |
|---|---|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第9号

平成30年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告

平成30年11月26日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 電話 (089) 912 - 2826
愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分で行います。

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|------|--------|---|
| 一般事務 | 11人程度 | 知事部局、公営企業管理局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。 |

2 受験資格

- (1) 昭和59年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
- (2) 以下のいずれかに該当する者
 - ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者
 - ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
 - ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がいがあると判定された者
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 日本の国籍を有する者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 区分 | 日 時 | 試験会場 | 合格発表 |
|-------|---|-------------------------|--------------------------|
| 第1次試験 | 平成31年1月20日（日曜日） 午前9時15分から午後2時まで 受付時間 午前8時15分～午前9時 遅刻した場合は受験できません。 | 愛媛県庁 （松山市一番町四丁目4番地2） | 2月上旬 第1次試験当日にお知らせします。 |
| 第2次試験 | 2月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。 | | 2月下旬 |

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

点字による受験の場合は、第1次試験の終了時間が異なります。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分 | 試験・検査種目 | 配点 | 試験の内容 |
|-------|---------|-----|--|
| 第1次試験 | 教養試験 | 40点 | 高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。 （択一式40題、解答時間2時間（点字による受験の場合は、解答時間3時間）） |
| | 作文試験 | 20点 | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間） |

| | | | |
|-----------|---------|------|-----------------------------|
| 第2次 試験 | 適 性 検 査 | - | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。 |
| | 口 述 試 験 | 300点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。 |

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験及び作文試験の得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の口述試験について、一定の基準に達しない場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 第1次試験合格者に対し、受験資格や、就業にあたり配慮が必要な事項の申出についての確認面接を行います。その際、受験資格に係る手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）又は「2 受験資格」中に記載した公的判定機関で知的障がい者であると判定されたことを証明する書類の持参が必要です。
- (5) 身体障がい者を対象とした試験等の教養試験例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成30年11月26日（月）午前8時30分から12月19日（水）午後5時15分まで

障がいの状況等により、インターネットにより申し込むことができない事情がある場合は、12月12日（水）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。1月11日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

障がいの状況等により、申込者本人の署名が困難な場合は、代筆での記入を認めます。（その場合、代筆者の氏名も記入してください。）

7 受験時の配慮について

試験は、点字又は拡大文字による受験ができます。点字又は拡大文字による受験希望の有無（点字受験用の機器（点字器、点字タイプライター等）やルーペ等の使用の有無を含む。）のほか、車椅子や補助具等の使用の有無、駐車場利用希望の有無、その他受験にあたって希望する事項については、受験申込みの際に「受験にあたっての要望事項」欄に必ず入力してください。

なお、使用する補助具等は、各自で用意のうえ試験当日に持参してください。

教養試験問題は、通常文字は11ポイント程度、拡大文字は14ポイント程度です。

8 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。この名簿は、原則として、平成31年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**

9 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当

者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

| 試 験 区 分 | 現 行 給 料 月 額 |
|---------|--------------------------|
| 一 般 事 務 | 行政職給料表 1 級 9 号給 152,090円 |

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

10 勤務時間

勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分までです。（窓口・施設など部署により、勤務時間や休日が異なる場合があります。）

11 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第 1 項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前 8 時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後 5 時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 開示請求できる人 | 開 示 内 容 | 開示期間 | 開 示 場 所 |
|-------------|---|----------------------|-------------|
| 第 1 次試験不合格者 | 第 1 次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名） | 第 1 次試験合格発表の日から 1 月間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第 2 次試験受験者 | 第 1 次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第 2 次試験の得点、総合得点及び総合順位（ただし、第 2 次試験で一定の基準に達しない場合は、総合順位に代えてその旨） | 第 2 次試験合格発表の日から 1 月間 | |